

東京家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和3年11月19日（金）午後3時から午後4時50分まで

第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

第3 出席委員（五十音順，敬称略）

犬伏由子，大谷和彦，沖山栄一，奥原玲子，岸毅，栗原由美，芹澤眞澄，中里智美，細矢郁，前田巖，松田崇裕，三木明香，山口進，横山佳枝

第4 テーマ

「少年保護事件における被害者配慮制度について」

第5 議事内容

1 開会宣言

2 新任委員紹介等（任命順）

岸毅委員，田中千恵委員，松田崇裕委員，山口進委員，奥原玲子委員，横山佳枝委員，前田巖委員，細矢郁委員，中里智美委員

3 委員長選任

中里智美委員を委員長に選任

4 テーマ説明等

- (1) 委員から従前ご要望をいただいていた，最近の少年事件の傾向に見られる子どもを取り巻く環境について，少年部裁判官から説明を行った。
- (2) 少年部裁判官及び少年部訟廷管理官から，今回のテーマである少年保護事件における被害者配慮制度について説明を行った。
- (3) 少年部の裁判官及び家裁調査官の案内・説明により，少年審判廷及び面接室の見学を行った。なお，少年審判廷では，傍聴席と証言台の間に遮へい措置を施した様子を再現した。
- (4) 見学後，会場に戻り意見交換を行った。

5 庁舎見学時の主な質疑応答（○＝裁判所説明者，△＝委員の発言）

- △ 少年審判廷で遮へい措置をとる場合に，声は加工されるのか。
- 声はそのままである。
- △ 家裁調査官の席にはマイクがないが，審判廷で意見を述べることはないのか。
- 家裁調査官は少年の調査結果を報告し，少年の処分について意見を述べることができるので，審判廷で発言する場合もある。
- △ 裁判官からの質問に答える際，少年は座ったままなのか。
- 審判期日の冒頭で起立，礼をするが，基本的には少年は座ったままで，裁判官と少年がお互いに視線を合わせて話をすることになる。
- △ 審判廷では少年の席の前に机が設置されていないが，裁判官と少年が近い距離感で審判が進んでいくということか。
- 一般的には少年の席の前には机を設置せずに，お互いの距離感が近い形で審判を行っている。裁判官にも少年にもお互いの表情が見えやすく，発言のニュアンスが伝わりやすくなるなど，審判がやりやすいことが多いと感じている。
- △ 少年が審判廷において暴れたり，興奮することはあるのか。
- 最近では例がないが，そのような場合には直ちに対応できるような体制をとっている。
- △ 審判廷で被害者が傍聴していて，少年が委縮してしまった場合に，少年の陳述中は被害者に退席してもらおうなどの対処はしているのか。
- そのような対処も考えられると思う。もっとも，これまでに経験した事件では，事前に被害者の傍聴があることを少年に伝え，それでもきちんと話すということを確認した上で傍聴を許可しているため，少年もしっかり話をしてくれることが多い状況である。

6 意見交換（○＝裁判所説明者，△＝委員の発言）

△ 必要な場合に被害者調査もされると理解しているが、少年の健全育成のためにも、やはり被害者の気持ちを理解してもらうことが重要であると考ええる。この被害者調査はどのような場合に行うのか、運用ルールがあればお聞かせ願いたい。

○ 被害者調査は、事前に裁判官と家裁調査官がカンファレンスをして、少年と被害者の関係性等を把握する必要がある大きい事案や、非行メカニズムの解明、処遇判断のために、被害の実情、示談状況、被害者の意向などを調査する必要があると裁判官が判断した事案について、行っている。

△ 全体の件数では大体何割ぐらいか。

○ 過去2年では、書面照会を約70件、書面照会と電話照会を数件、面接を数件程度実施している。

△ 調査結果は、家裁調査官から少年や保護者に伝えられるのか。

○ この点について、被害者が同意している場合には、少年や保護者に調査結果を伝えている。

全く被害者の心情に思いが及ばなかった少年に被害者調査の結果を伝えたところ、考えを深め、自分がやったことについて深く振り返るといったことがあった。教育的措置においても、被害者調査は効果があることが多いと思う。

△ 被害者の知る権利の観点から、被害を受けた方へ誰がどうやって伝えるのかなどについて、裁判所のリーフレットに記載されている以外に何か工夫をしているか。また、被害者と司法のインターフェースの点でいうと、刑事事件であれば、検察が継続的に被害者と接していると思うが、事件が捜査機関から家裁に移行することにより、被害者にとってハードルが高くなるといった点について、何か配慮していることがあればお聞かせ願いたい。

○ リーフレット（少年犯罪によって被害を受けた方へ）に記載された手続

の部分は、書記官が対応することになる。例えば、捜査機関から被害者の関係で連絡があった場合、被害者と電話等で話ができる場合には各種制度についての説明を行い、利用する際の申出書のひな型や記載例を送付する対応をしている。

○ 少年事件も刑事手続から始まるので、家裁に事件が送致された後も、引き続き警察や検察で被害者への対応をしてもらう部分があると思われる。ただし、事件送致後の家裁における手続については、被害者配慮制度を活用してもらうことになる。

△ 被害者に少年法の理念を説明し、共有することも必要な反面、被害者にとっては、自分は2番目なのかと感ずることもあると思うが、この点をどのように考えているのか、伝える際の工夫があればお聞かせ願いたい。

○ 被害者調査の実情や、その際に配慮している点について説明する。基本的には書面照会が多いが、これ以上関わりたくない、事件のことを思い出し苦痛だということで一切回答がない場合も少なくない。被害者の心理も様々で、時間の経過などもあり、非常に複雑なものがあると受け止めている。

ただし、被害者が直接会って話をすることを希望する場合には、先ほど見学した面接室（壁は心情に配慮した温かみのある色で、カーペットをひいた部屋）において面接をしている。面接の場では、被害者の心情を思いやる気持ちを伝えるなど、二次被害とならないよう配慮した上で、被害者調査の趣旨や手続の説明を行い、調査を受けていただくことについて心からの同意があることを確認しながら丁寧に進めるように心がけている。基本的には被害者の意思を尊重して、傾聴する姿勢で、安易な慰めや励まし、他の被害者との比較をしない点に留意している。また、被害者の少年に対する怒りの気持ちが激しく表された場合は、しっかりと受け止める一方で、裁判所ができることとできないことの区別を意識しながら、丁寧な説明をしている。被害者

の中には、精神的な被害から回復していない方もいるので、家裁調査官としては、調査を通じて被害者が尊重され手続に参加できたという感覚をもってもらえるように、被害者支援の立場を意識しながら臨んでいる。また、書面照会をする際は、調査官室内で被害者の氏名を共有し、担当者が不在の場合にも、きちんと対応できるような工夫をしている。

△ 被害者の傍聴制度について、年ごとの推移は統計をみて理解したが、そもそも対象事件がトレンドとして増えているのか減っているのかを教えてください。

○ 基本的には、殺人などの故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪の事件の発生件数はそれほど多くないが、過失運転致死傷事件、特に過失運転致死事件は年によって発生件数が多いこともあるため、年により件数の増減はあると思う。

△ 被害者調査の結果は少年に伝わっている場合もあるということだが、被害者配慮制度の事件記録の閲覧謄写や意見陳述についても、少年に伝えるものなのか。また、事件記録の閲覧謄写が不許可になるケースとはどのようなものか。

○ 事件記録の閲覧謄写については、特に少年らに通知する規定はない。他方で、少年が同席しない場での意見陳述については、少年自身にもしっかり考えてもらわなければならない内容が含まれているため、被害者に対して、少年や保護者にどの部分を伝えてもよいか、伝えて欲しくないのかを明確に確認した上で、少年に伝え、それを踏まえてどのように感じるかを審判の場で確認している。

基本的に事件記録の閲覧謄写は許可しているケースが多く、不許可としたのはごく少数である。不許可事例も、審判不開始となり、審判が開始されたことという要件を欠くため不許可としたものがほとんどである。例外的なケースとして、閲覧謄写により少年の通学先を把握し、そこに直接働きかける

意図があると判断して不許可とした事例がある。

なお、許可をする場合も、事件記録全体ではなく、少年や第三者のプライバシーに関わる事情など、閲覧謄写が不相当な部分がないかを丁寧に確認し、そのような部分についてはマスキングをした上で許可をしている。

△ 意見陳述の件数が増加していること、ほとんどの場合で許可していることは統計的に理解した。

意見陳述の方法として、「審判の場で裁判官に対して」、「審判以外の場で裁判官に対して」、「審判以外の場で調査官に対して」と3種類あるが、それぞれの割合を教えてください。先ほど審判廷を見学し、審判の場での意見陳述は少年への影響もかなりあると思われるが、その場合の配慮や少年に対する教育的効果などを裁判所でどのように考えているのか伺いたい。

○ 意見陳述の方法については、審判廷で行うものは非常に少なくなっている。一昨年度及びその前年度は各1件で、昨年度及び本年度は10月現在、0件である。

○ 審判以外の場での意見陳述の割合については、統計を取っていないため感覚的なものとなるが、比較的重大事案については裁判官に対して、比較的軽微な事案については調査官に対して行われていると認識している。

審判廷で行う意見陳述は、基本的に傍聴事件で意見陳述を希望するケースが多い。

○ 意見陳述の方法は、被害者本人の要望を尊重した形で行うのが基本であるが、少年の面前で意見陳述を行うかについては、少年への影響、その内容をどのように伝えるべきかなども考慮して慎重な判断が必要であると考ええる。

○ 意見陳述については、調査官にじっくり話を聞いてもらいたいと要望する人もおり、統計的には過去3年で10件前後である。実施する際は各被害者に応じた様々な対応をしており、複数の家裁調査官で対応することも

ある。

7 次回テーマの選定 「家事調停について」

8 閉会宣言

第6 次回日時

令和4年2月15日（火）午後3時と決定した。